

滋賀県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

道路法(昭和27年法律第180号)および道路法施行令(昭和27年政令第479号)の一部改正により、防災拠点自動車駐車場に設ける備蓄倉庫、非常用電気等供給施設その他これらに類する施設で、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため必要であると認められるものについての指定区間内の一般国道に係る道路占用料の額が定められたことに伴い、県道(指定区間外の国道を含む。以下同じ。)についてもこれに準じて定めるため、滋賀県道路占用料徴収条例(昭和44年滋賀県条例第25号)の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 道路管理者以外の者が県道の防災拠点自動車駐車場に設ける備蓄倉庫、非常用電気等供給施設その他これらに類する施設で、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため必要であると認められるものについて、道路占用料の額を定めることとします。(別表関係)
- (2) この条例は、公布の日から施行することとします。

に掲げる 施設	
	その他のもの
政令第7 条第10号	建築物 に掲げる 施設およ び自動車 駐車場
政令第7 条第11号	トンネルの上また は高架の道路の路 面下に設けるもの
政令第7 条第12号	応急仮設 建築物 上空に設けるもの その他のもの
政令第7 条第13号	トンネルの上また は自動車専用道路 に掲げる (高架のものに限

て得た 額	て得た 額	て得た 額	て得た 額
Aに0.01 を乗じ て得た 額	Aに0.01 を乗じ て得た 額	Aに0.01 を乗じ て得た 額	Aに0.01 を乗じ て得た 額
Aに0.023を乗じて得た額			
Aに0.01 を乗じ て得た 額	Aに0.01 を乗じ て得た 額	Aに0.01 を乗じ て得た 額	Aに0.01 を乗じ て得た 額
Aに0.023を乗じて得た額			
Aに0.01 を乗じ て得た 額	Aに0.01 を乗じ て得た 額	Aに0.01 を乗じ て得た 額	Aに0.02 を乗じ て得た 額
Aに0.023を乗じて得た額			
Aに0.033を乗じて得た額			
Aに0.033を乗じて得た額			
Aに0.01 を乗じ て得た 額	Aに0.01 を乗じ て得た 額	Aに0.01 を乗じ て得た 額	Aに0.02 を乗じ て得た 額

に掲げる 施設	
	その他のもの
政令第7 条第10号	建築物 に掲げる 施設およ び自動車 駐車場
政令第7 条第11号	トンネルの上また は高架の道路の路 面下に設けるもの
政令第7 条第12号	応急仮設 建築物 上空に設けるもの その他のもの
政令第7 条第13号	トンネルの上また は自動車専用道路 に掲げる (高架のものに限

て得た 額	て得た 額	て得た 額	て得た 額
Aに0.01 を乗じ て得た 額	Aに0.01 を乗じ て得た 額	Aに0.01 を乗じ て得た 額	Aに0.01 を乗じ て得た 額
Aに0.023を乗じて得た額			
Aに0.01 を乗じ て得た 額	Aに0.01 を乗じ て得た 額	Aに0.01 を乗じ て得た 額	Aに0.01 を乗じ て得た 額
Aに0.023を乗じて得た額			
Aに0.01 を乗じ て得た 額	Aに0.01 を乗じ て得た 額	Aに0.01 を乗じ て得た 額	Aに0.02 を乗じ て得た 額
Aに0.023を乗じて得た額			
Aに0.033を乗じて得た額			
Aに0.033を乗じて得た額			
Aに0.01 を乗じ て得た 額	Aに0.01 を乗じ て得た 額	Aに0.01 を乗じ て得た 額	Aに0.02 を乗じ て得た 額

施設	る。)の路面下に設けるもの	額	額	額	額
	上空に設けるもの	Aに0.023を乗じて得た額			
	その他のもの	Aに0.033を乗じて得た額			
注 省略					

施設	る。)の路面下に設けるもの	額	額	額	額
	上空に設けるもの	Aに0.023を乗じて得た額			
	その他のもの	Aに0.033を乗じて得た額			
政令第7条第14号に掲げる施設					
注 省略					